

誓 約 書

私は、質屋営業法第3条第1項第4号に掲げる

心身の故障により質屋の業務を適正に実施することができない者
として内閣府令で定めるもの（精神機能の障害により質屋の業務を
適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う
ことができない者）

に該当しないことを誓約します。

長崎県公安委員会 殿

令和 年 月 日

住 所

氏 名